

# 新 年 を 迎 え て

農林水産省生産局生産資材課農薬対策室長 さわ だ きよし  
澤 田 清

平成 14 年の新年を迎え、読者の皆様には新春のお慶びを申し上げます。

昨年 1 月に行われた農林水産省の組織再編で、それまで植物防疫課にあった農薬対策室は、生産資材課という新編成の課に移り、肥料や機械の分野と一緒に仕事を始めて 1 年が経過した。農業生産資材共通の課題として、①安定した需給及び適切な価格の確保（特に資材費の低減）、②安全性の確保、③農業の生産性向上や自然循環機能の維持増進を図るための生産資材の開発・実用化といったものがあり、農家の経営面も考えつつ、より広範な発想をもって仕事を進めて行かねばと思っている。

農薬は、農作物に使用することを使命としている以上、その安全性確保が何にも増して重要であり、私たちが従来から行ってきた農薬の登録業務や安全使用の指導業務をさらに充実し、消費者や農家からの要請や期待に応じて行かねばならない。昨今は、化学物質が人の健康や環境に与える影響に関して様々な研究が行われ、化学物質の使用に関する監視は、次第に厳しくなっていくと思われる。

こうした中で、農薬は、農薬取締法に基づいて登録申請時に提出を求めている毒性試験や残留試験の内容について、新たな知見を踏まえてその充実を図ってきている。また、農薬をより安全で使いやすくし、環境への影響をより削減していくことを狙いとした剤型や使用方法の開発・改良が進められており、フェロモン剤や生物農薬の開発も活発化している。メーカー各社の一層の努力を今後も期待したい。

さて、安全性に関係した最近の動きをお伝えすると以下の通りである。

第 1 に、前述の農薬登録申請時に必要な試験成績については、平成 12 年 11 月の局長通知で、毒性、残留性に関する試験項目を従来の約 2 割増の 34 項目とした。その後、課長通知で試験方法の詳細を示しており、いずれこれらについてはホームページ上でも見られるようになる考えである。

第 2 は、ダイオキシン類の検査基準である。これまでもダイオキシン類が農薬に混入することがないように、分析技術や毒性の知見の集積等を踏まえて厳しい検査を行

ってきたが、一層の信頼性確保のため、農薬中ダイオキシン類の検査基準を農業資材審議会に諮問し、昨年 7 月に答申が得られた。現在、WTO への通報手続きを行っており、手続き終了後に告示によって定めることになる。この検査基準は、農薬の原体 1g 当たり、ダイオキシン類の同族体および異性体ごとに毒性値で 0.1 ng-TEQ とするものであり、農薬中ダイオキシン類の規制値としては世界で最も厳しいものとなる。

第 3 は、内分泌かく乱作用に関してだが、ご存じのように、平成 10 年 5 月に当時の環境庁が公表した内分泌かく乱作用が疑われる物質のリストに、登録農薬が含まれていた。このリストは内分泌かく乱作用の有無が明らかになったものではなく、今後調査研究を進めていく対象とされたものである。農薬については、既に登録時に 2 世代繁殖試験、催奇形性試験等の試験成績を求め、安全性を評価の上登録が行われており、それらの試験内容については、最新の知見により充実を図っている。さらに、内分泌かく乱作用が疑われている登録農薬の再評価を、残留農薬基準の評価と併せて進めることとしており、各自治体や消費者の冷静な対応を求めたい。

この他の重要な動きとして、国連環境計画 (UNEP) の主導で進められてきた残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約が、昨年 5 月に採択されたことが挙げられる。

本条約では、①ヒトや環境に対する強い毒性、②難分解性、③生物濃縮性、④環境中での長距離移動性の性質を有する物質として、DDT 等我が国で過去に農薬の使用がされたことがある物質を含む 12 物質がリストアップされ、これら物質の製造、使用、輸出入の禁止、制限や、これら物質の保管物及び廃棄物について適正な管理、処理等が求められている。

我が国は、できる限り早期に条約を批准するための準備を進めているところであり、農薬については、昭和 40 年代に販売を禁止・制限し、地中に埋設した DDT 等について、条約に基づいて、今後適正に管理・処理をしていくこととしている。

ところで、農業行政は、とかく情報の発信が少なく分りづらいついと言われる。本年は、この点を課題とし、まとまった情報を皆様にお伝えする努力を行っていきたいというのが年頭の気持ちである。